

平成30年度事業計画（案）

自 平成30年 4月 1日
至 平成31年 3月31日
（公社）愛知県公共嘱託登記司法書士協会

1. 基本方針

政府が進める経済政策の推進により我が国の経済は緩やかな回復が続き、好調な企業業績を背景に国や地方公共団体の税収も増加傾向にある。愛知県下においても、リニア中央新幹線の開業やアジア競技大会開催が予定されており、それに向けた道路整備などの公共事業の増加が見込まれる。このような状況のなか、昨年度の当協会の受託高は公益法人に移行後では最も高い数字を記録している。公嘱協会不要論がささやかれているなか、当協会の受託高が増加に転じているということは、官公署にとって当協会の必要性はまだ十分に存在している結果であると考えられることもできる。

この状況を維持すべく、今年度も引き続き受託高増加をめざし、嘱託登記業務を中心とし、業務拡大の取り組みを推進していく。また、用地買収の前提としての相続人確定業務に対する官公署からの依頼の増加が予想される。この業務が官公署にとって利用しやすいものにしていくために、報酬体系の明瞭化に取り組み、受託拡大に向けて当該業務を周知し、官公署に利用の働きかけを行なっていく。

大量の嘱託登記事件が減少する中、嘱託登記事件のみではなく、その前提とした相続人確定業務や相談を含めた一連の業務の受託を通じ、官公署の公共事業の円滑な実施に寄与するために積極的に対応していく。

2. 総務

（関係各所との交流）

愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下、調査士協会）、法務局、県、市町村役場等の官公署、全国公共嘱託登記司法書士協会協議会（以下、全司協）、中部ブロック連絡協議会、司法書士会（以下、本会）、政治連盟、リーガルサポート、協同組合等の隣接する団体との交流を密にし、協調関係を維持していく。

（登記委託料の請求方法の変更）

官公署と当協会及び調査士協会との三者間での登記委託業務契約に基づく登記委託料の請求方法の変更を行なう。当協会は公益目的事業を行なう公益法人として法人会計の明瞭化を図ることが求められており、そのためにも現在の方法を変更する必要がある。これにより社員の負担が増えることも予想される。しかしながらこの変更を当協会のチャンスととらえ、官公署の職員や担当者と直接顔を合わせる機会の増加により、当協会の業務内容や活動を広く知ってもらい契機として、受託の拡大に繋がれるように取り組んでいく。

(広 報)

ホームページや本会の会報を通じ当協会の情報を随時公開していく。

社員向けのホームページには、登記委託料の請求方法の変更に伴い社員が作成しなければならなくなる完了届等の書式を掲載する。又、新入社員をはじめ地区の責任者や担当社員が嘱託登記の受託から完了までの一連の流れがわかるような業務マニュアル等の嘱託登記業務で必要な情報を掲載し、その内容の充実を図っていく。昨年度より東京の公嘱協会を中心として相続早わかり読本の改訂作業を行っており、当協会もこの改訂作業に協力している。当該改訂本を官公署向け講習会や当協会のPR活動に活用していく。

(会員増加に向けた取り組み)

当協会の維持発展には新入会員の入会、会員数の増加が必要である。本会の新入会員に当協会の活動をPRし、入会者の増加に向けた取り組みを行っていく。

又、既存の会員に対しては嘱託業務に役立つ書籍等の配布を行っていく。

3. 嘱託登記業務

当協会の活動の中心である嘱託登記業務の受託拡大に向けて、引き続き各官公署への開発啓発活動を行っていく。登記業務委託契約を締結していない市町村や受託実績の少ない市町村については、当協会の活動を周知し、当協会の有益性を積極的にPRすることにより、契約締結や受託増に向けて働きかけを行っていく。また、官公署に対して当協会の相続人確定業務の周知を図り、利用拡大に繋げていけるような取り組みを行っていく。あわせて、調査士協会と協調し、共同での受託活動や啓発活動を行うことにより、官公署の担当者が実際に抱える諸問題に対して相談を受け、解決できるように支援し、公共事業の速やかな実施に積極的に関与していく。

国が実施する嘱託登記業務への入札については適切に対応していく。

4. その他の公益目的事業

(研究事業)

道路を中心とした公用地の未登記問題についての研究や官公署への提言を引き続き行なっていく。

今後発生が予想される南海トラフ地震等の災害に備える為にも、官公署にこの問題を放置することの危険性や解決の必要性を認識してもらえるよう、調査士協会や政治連盟とも協力し、提言を行っていく。あわせてこの問題について具体的な事例の情報を収集するとともに、効果的な提言の方法についても検討していく。

又、困難登記の具体的な事例やその解決方法などの研究や情報収集を行い、その情報を社員が共有できるような仕組みを作っていく。

(所有者不明土地問題等への対応)

相続登記未了を起因した所有者不明土地問題や空き家問題は、昨今大きな社会問題としてクローズアップされている。この問題が官公署の公共事業の実施に大きな障害

となっているのも事実である。国もこの問題解消に向けて法律を改正するなど新しい制度創設を進めている。当協会としてこの問題にどう対応し、受託可能な案件がないか引き続き調査や情報の収集を進めるとともに、市町村からの相談にも対応できるように取り組んでいく。

(講習会及び講師派遣)

講習会や講師の派遣は官公署に当協会の活動内容を知っていただく為に重要である。今年度も引き続き調査士協会と協力し講習会開催や講師派遣を行っていく、それとともに、各地区での講習会開催の要望があれば、それに対応できるような体制を整えていく。又、各社員がそれぞれの地区での講習会で講師を引き受けやすくするためにも、現在までに行ってきた研修会の資料やデータを社員向けホームページに掲載し、社員が活用できるようにしていく。

5. 経理

予算の適正な執行と事務局運営の効率化をはかる。

消費税率及び元号の変更に対応するため新しい会計ソフトの導入を検討する。

以上